

7月1日金から始まります 住宅リフォーム助成事業

地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

概要

- 補助対象者**
 - ▶本市に住所を有する個人▶納期の到来した市税を完納している方▶補助を受けようとするリフォームについて市の他の制度による補助を受けていない方▶補助の対象となる住宅の所有者であること
- 補助対象住宅**
 - ▶市内に所有する自己の居住用に使う住宅▶併用住宅の場合は、居住用の住宅部分
- 補助対象となるリフォーム**
 - ▶市内の施工業者を利用し、住宅本体に係る機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築、減築などの工事▶リフォーム工事費(消費税を除く)が10万円以上であること▶補助金の交付決定後に着手するもので、平成24年3月31日までに工事が完了し、実績報告書の提出ができるものに限る
 - ※東日本大震災の影響による屋根の葺き替え、壁やクロスなどの補修工事は、補助の対象外です。

【対象工事】

- ▶台所、浴槽の設置・改修▶トイレ・洗面台の設置・改修▶換気扇・エアコンの設置▶給湯器・ボイラーの設置▶壁・天井・床などの断熱工事(断熱材の設置など)▶畳の取り替え(畳表の交換も含む)▶床の張り替え(フローリングの張り替え)▶建具の交換(ドア、襖、障子、窓ガラス、網戸など)▶バリアフリー工事、手すり工事(段差解消、昇降機ほか)▶雨どい工事▶外壁のリフォーム▶火災報知器の設置▶住宅の増改築▶併用住宅のうち住宅部分の増改築

【対象外工事】

- ▶住宅の別棟の車庫、物置の設置工事▶事業用建物の改築・増築▶門扉や塀の工事▶庭の造作▶室内カーテンの取り替え▶電気製品や家具の購入▶テレビアンテナの設置▶給水管の施設工事▶下水道の接続工事▶浄化槽の設置工事

補助金額

リフォーム工事費(消費税を除く)の10%とし、10万円を上限

受付日時

7月1日金～(土日祝を除く) 9:00～17:00

(場所)観光商工課(霞ヶ浦庁舎)

☎内線 2522～2544



申請の流れ

交付決定前の工事着手は補助対象となりません。必ず交付決定書が届いてから工事を始めてください。

補助金申請に必要な書類(申請書類)

- 1 補助金交付申請書(申請書は必ず本人が記入)
- 2 住宅リフォーム資金補助金申請に関する承諾書
- 3 当該工事の見積書の写し
- 4 着工前の現況写真
- 5 建築基準法上の許認可が必要な場合はその許可書の写し

※書類 1,2 は観光商工課でお渡しします。

1 申請書類の提出(観光商工課に直接ご持参ください)

2 申請書類の審査(必要に応じて現地確認をします)

3 資金補助交付(不交付)決定通知書を郵送します。

4 交付決定通知書の内容を確認後、工事を始めてください。

工事完了の報告に必要な書類(実績報告書)

- 1 実績報告書 2 領収書の写し 3 完了後の写真

1 実績報告書類の提出(観光商工課に直接ご持参ください)

2 実績報告書類の審査(必要に応じて現地確認をします)

3 補助金を指定された口座に振り込みます。

かすみがうら市総合計画

『後期基本計画』の策定を進めています

市では、平成24～28年度まで(5年間)のまちづくりの指針とするかすみがうら市総合計画の後期基本計画の策定を進めています。

平成22年度は、市民の皆様の見解・意向を反映させるため、「まちづくりアンケート」や市内で活躍する各種団体の代表者による「まちづくり座談会」、市内の中学生と高齢者による「ワークショップ」などを実施しました。

今後は、計画の案づくりを進め、ホームページや広報誌により、計画案を公表し、皆様の意見を公募(パブリックコメントなど)していく予定です。

より多くの市民の皆様の見解が反映された「後期基本計画」の策定を目指してまいります。一層のご支援・協力をお願いいたします。

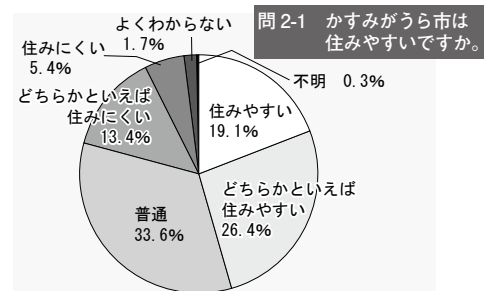
なお、アンケートの詳細などは、「まちづくり」に対する市民意識調査として、市ホームページで公開しています。「行政」→「まちづくり計画」→「総合計画」をご覧ください。



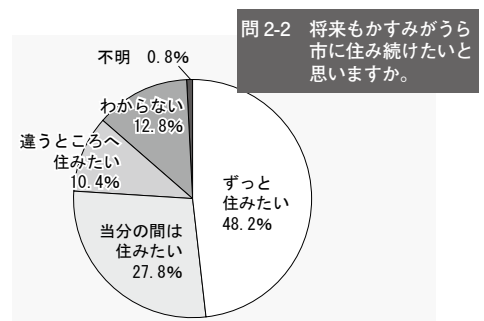
かすみがうら市をどのように思っているかアンケート結果をご覧ください。

総合計画後期基本計画策定に係る

まちづくりアンケート結果



- 調査対象者：市内在住の16歳以上の男女3,000人
 - 調査方法：郵送による配布及び回収による
 - 調査期間：平成22年8月1日～23日
 - 有効回答数：1,087票(回収率36.2%)
- まちづくりアンケート結果の詳細内容は、ホームページ、企画課窓口で公開しています。



▼(問2-1)「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答された方は約46%程度を占めており、この割合は、前回アンケート(平成17年10月実施)と比較してもその傾向は上昇しています。

▼(問2-2)「ずっと住みたい」と「当分の間は住みたい」と回答された方は、全体の約76%程度を占めています。「ずっと住みたい」は年齢が高いほど割合は多くなっており、「当分の間は住みたい」と考えている方は、年齢が低いほど、割合は多くなっています。さらに、長年住んでいる方ほど「住みたい」割合は多くなっています。

かすみがうら市の住みやすさについて

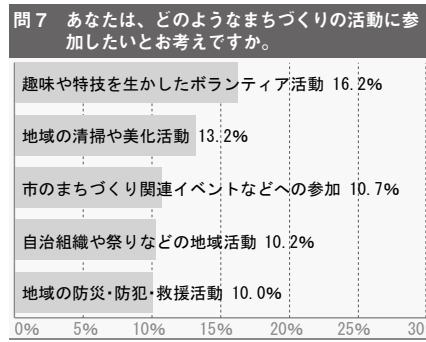
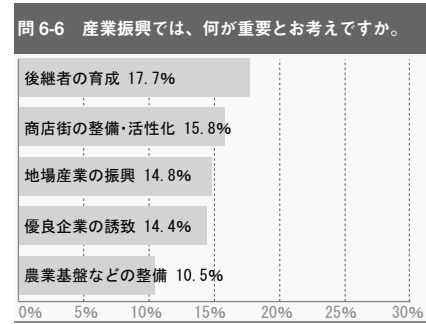
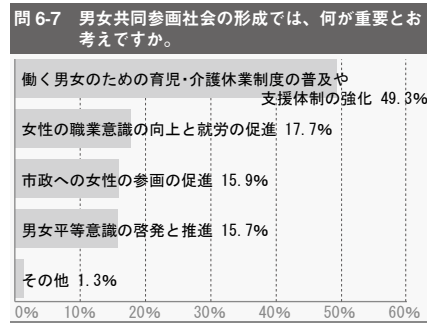
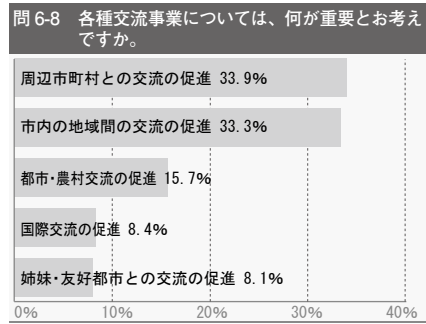
問 3 生活環境について満足度が低かった項目

1.6%	23.6%	24.0%	42.9%	5.0%	【居住環境】バス路線などの交通網
0.9%	29.1%	35.8%	25.2%	4.8%	【都市基盤】高齢者や障害者などに配慮した道路環境
2.6%	35.8%	28.4%	23.6%	5.9%	【居住環境】娯楽やレジャーなどの場にぎわいの場
3.3%	31.8%	30.9%	20.9%	5.6%	【都市基盤】歩道やガードレールなどの交通安全対策
2.2%	41.1%	23.4%	19.1%	9.8%	【都市基盤】働く場所
4.3%					

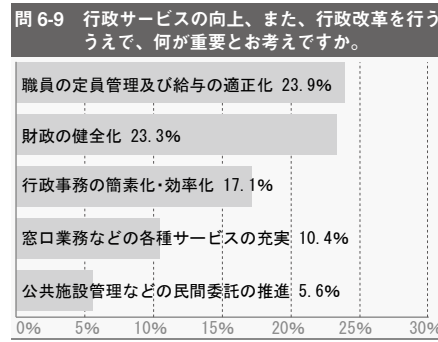
満足度: 満足(白), やや満足(浅灰), ふつう(中灰), やや不満(深灰), 不満(黒), 不明(黒)

かすみがうら市の生活環境に関する満足度

▼(問3)生活環境について「都市基盤」「居住環境」「健康づくりや福祉の環境」「教育や文化の環境」「地域コミュニティや行政サービスの環境」の5つの分野について、それぞれ細かく項目を設定し、満足度を評価してもらいました。

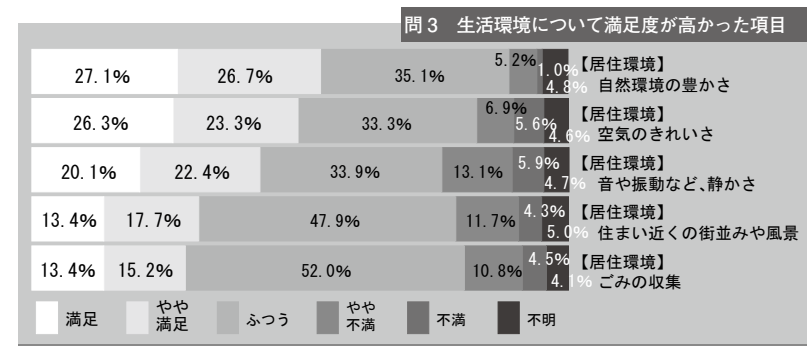
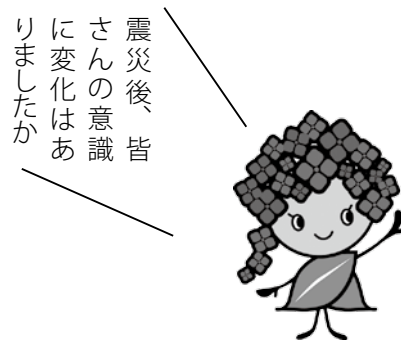
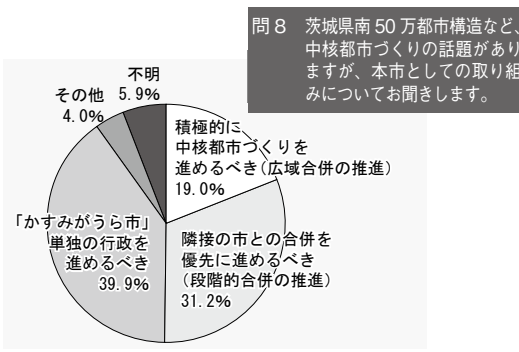


まちづくり活動に対する参加意識が向上している。
 ▼(問7)日頃の生活に身近な「趣味や特技を生かしたボランティア活動」「地域の清掃や美化活動」などが多くなっています。

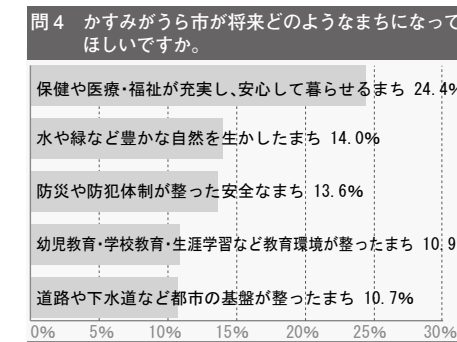
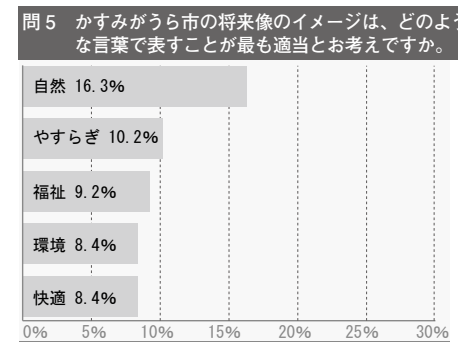


中核都市づくりの取り組み

▼(問8)約半数の方が「合併の推進」を求めています。「単独で行政を進めるべき」と考えている方も4割を占めています。



▼(問3)豊かな自然に囲まれた空気や静かな環境、落ち着いた街並みや風景が、市民生活の一部となっており、これらについて満足されている方が多いという結果となっています。一方、交通網や道路にぎわいの場など利便性を高める施設などに対して、不満であるという結果となっています。



▼(問4・5)市の財産である豊かな自然環境を大切に守りつつ、安心して暮らせる快適な環境が将来できることを望んでいます。

かすみがうら市の今後のまちづくりについて

▼(問6-1)都市基盤の分野では、神立駅周辺などの市街地の整備充実や生活道路環境の充実が求められています。
 ▼(問6-2)居住環境などの分野では、交通手段や自然環境、防犯の取り組みなどの充実が求められています。
 ▼(問6-3)健康や福祉の分野では、救急医療・保健サービス、福祉サービスなどの充実が求められています。
 ▼(問6-4)子育て支援の分野では、具体的な施設よりも、地域全体で子どもを育てる環境づくりや地域づくりが求められています。
 ▼(問6-5)教育や文化関係の分野では、施設よりも教育内容、地域との連携への要望が高くなっています。
 ▼(問6-6)産業振興関係の分野では、後継者の育成や商店街の整備活性化、地場産業の活性化への対応が求められています。
 ▼(問6-7)男女共同関係の分野では、育児や介護休業制度など共働き世代の家庭環境の維持に関する施策が求められています。

意見募集

皆様のご意見をお聞かせください。

後期基本計画の策定を進める中で、東日本大震災があり、本市でも上下水道・道路などのライフラインの断絶などの被害がありました。そこで、今回の「まちづくりアンケート」の調査以降、大震災によって市民の皆様の意識がどのように変化したか、質問1・2について、下記の要領でご意見をお伺いしたいと思います。

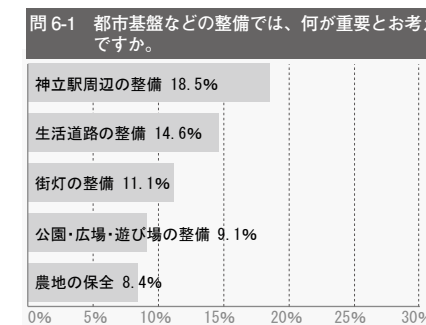
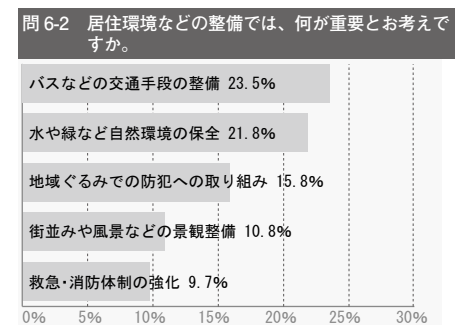
質問1

東日本大震災を受けて、皆さんの意識として変わったことをお聞かせください。

質問2

本市の防災対策に対しての意見・提言をお聞かせください。

▶募集期間：7月1日(金)～7月20日(水)
 ▶対象者：市内に住所を有する方／市内に在勤または在学する方／市内に事業所などがある個人または法人その他の団体
 ▶提出方法：まちづくり意見書(ホームページからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールで企画課にお送りいただくか、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、あじさい館窓口、中央出張所窓口、企画課(千代田庁舎)にご提出ください。
 ※任意の様式も可能です。住所・氏名・電話番号および質問項目とそれに対する意見がわかるように記載してください。
 ▶提出先・問い合わせ先 市長公室 企画課
 TEL：0299-59-2111、029-897-1111(内線1563) FAX：0299-59-2130
 電子メール：kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp



▼(問6-8)各種交流事業関係では、合併後の新たな市域を基本単位とした、さらなる周辺市町村との交流が求められています。
 ▼(問6-9)行政サービスの向上「行政事務の簡素化・効率化」が求められています。

